



茨城労働局発表
平成 28 年 2 月 18 日

報道関係者 各位

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 森田 伸二
地方職業安定監察官 栗原 智子
(電話番号)029-224-6218

笠間市産業経済部商工観光課
課長 鈴木 武
主査 鈴木 桂一
(電話番号)0296-77-1101 内線 510)

今後の地域の発展を図るため、 笠間市と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結します

～「ひと(人)」が生き生きと働き、「もの(産業)」が輝く「まち」を目指して～

笠間市(市長 山口伸樹)と茨城労働局(局長 中屋敷勝也)とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、この度、人口減少を抑制し活力ある地域社会の実現を目指す笠間市と、労働市場のセーフティーネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進し、生き生きと働くことができる環境づくりを行うことにより、今後の地域の発展を図るため、雇用対策協定を締結することといたしました。

つきましては、雇用対策協定の調印式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

記

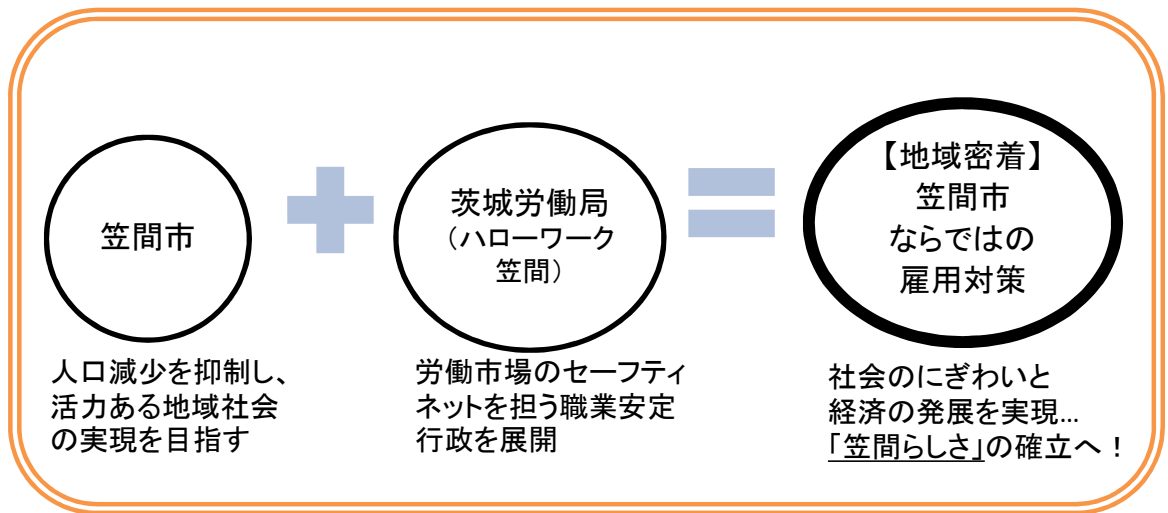
1 日時	平成 28 年 2 月 26 日(金) 16:30～
2 場所	笠間市役所本所 2階 教育委員会室 (笠間市中央三丁目2番1号 TEL0296-77-1101)
3 出席者	笠間市長、副市長、産業経済部長、 茨城労働局長、職業安定部長、ハローワーク笠間所長 等
4 その他	協定に係る内容等については、別添1、2のとおり

※当日の取材希望については、笠間市商工観光課 担当:鈴木(桂)、加藤あてお問い合わせください。

雇用対策協定締結の目的・意義

笠間市と茨城労働局とは、これまでもさまざまな課題において連携してきており、今後も、人が生き生きと働く雇用環境づくり、また産業の環境づくりと振興を強化する施策に取り組むに当たり、市と労働局がそれぞれの強みを発揮し、地域課題を共有して連携を強化して効率的かつ一体的に施策を実施するため、雇用対策協定を締結する。

この雇用対策の展開により、地域社会の担い手たる人材を確保し、特産品である笠間焼を含む地域産業の地盤を整えることで、笠間市の社会のにぎわいと経済の発展につなげる。



※雇用対策協定締結に至る背景

笠間市の抱える課題

国勢調査上では、笠間市の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少局面に移行し、2060年には約43,000人になるとの推計がある。人口減少は、地域経済をはじめ地域コミュニティ活動や行財政運営など日常の暮らしに負の影響をもたらす可能性があり、地域社会の維持発展と地域経済の活性化に向けては、より一層の取り組みが必要とされている。

笠間市創生総合戦略

平成27年10月、笠間市では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136条）第10条に規定する「笠間市創生総合戦略」を策定した。

総合戦略では、笠間焼などの産業文化や歴史ある観光資源を活用し、それがもたらす交流人口の増加を図り、また子育て世代等対象の支援策の拡大といった取組みを進め、それらを含めた多様な「笠間らしさ」を確立し、市内外にアピールしながら施策を展開し、人口減少を抑制（2060年の笠間市人口を56,000人とする）し、自律的な市の構築を目指している。

雇用対策協定に基づく事業概要

笠間市と茨城労働局との雇用対策協定に基づき、地域に密着する笠間市と、労働市場のセーフティネットを担う茨城労働局とが、笠間市における雇用の課題を共有し、連携して支援を展開していく。

この協定により、笠間市で「ひと(人)」が生き生きと働く環境づくりや、「ひと」の活躍を推進する。また、「ひと」の活躍(雇用)を支えている、特産品の笠間焼を含めた「もの(産業)」を振興し、「もの」を取り囲む環境づくりを進める。

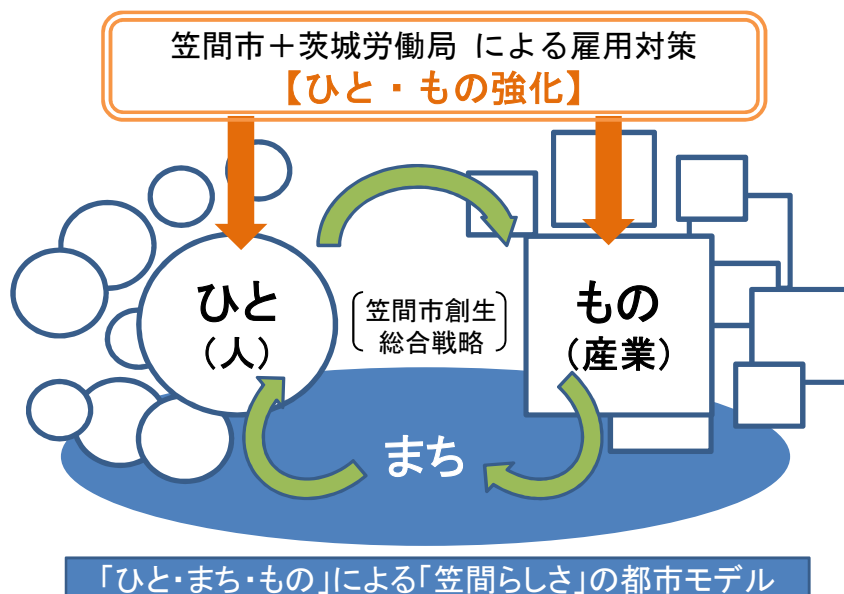
- ※ 上記の目的を達成するため、以下の取組を展開。
- ※ 具体的な取組内容については、笠間市と茨城労働局で設置する運営協議会で協議し策定する。

1 「ひと(人)」が生き生きと働く環境づくり・活躍の推進

- 1-1 女性の就業促進 (潜在有資格女性の就業を推進)
- 1-2 若年者の地元就職支援 (地元で働きたい若者と企業とをマッチング)
- 1-3 アクティブシニアの軽就労支援 (シニアの軽就労システム構築)
- 1-4 移住・二地域居住推進 (多様な暮らし方の受入れ)
- 1-5 UIJターン推進 (市内外からの地域経済の担い手の受入れ)

2 「もの(産業)」の環境づくり・振興

- 2-1 企業活動促進 (市民雇用や施設整備等の企業活動を支援)
- 2-2 就業・創業支援 (職業訓練希望者や創業希望者への支援)
- 2-3 企業誘致 (雇用を創出する企業の誘致を推進)



笠間市と茨城労働局との雇用対策協定(案)

笠間市（以下「市」という。）及び厚生労働省茨城労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり「笠間市と茨城労働局との雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人口減少を抑制し活力ある地域社会の実現を目指す市と労働市場のセーフティネットを担う職業安定行政を展開する労働局が、地域における雇用に関する課題を共有し、密に連携し、効率的かつ一体的に事業を実施することにより、市において「ひと」が生き生きと働く環境及び活躍できる地域を実現することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に規定する目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画は、市及び労働局が共同して設置する運営協議会において定めるものとし、運営協議会の設置は別途定めるものとする。

（要請等）

第3条 笠間市長及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができることとし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策の取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、市及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、本協定を有効とする。

附則

1 この協定は、締結の日から効力が生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、笠間市長及び茨城労働局長が署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

笠 間 市 長 (山 口 伸 樹)

厚生労働省茨城労働局長 (中 屋 敷 勝 也)

国と地方自治体の雇用対策協定について

○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成28年1月末時点)】 計59自治体(25都道府県34市3町)

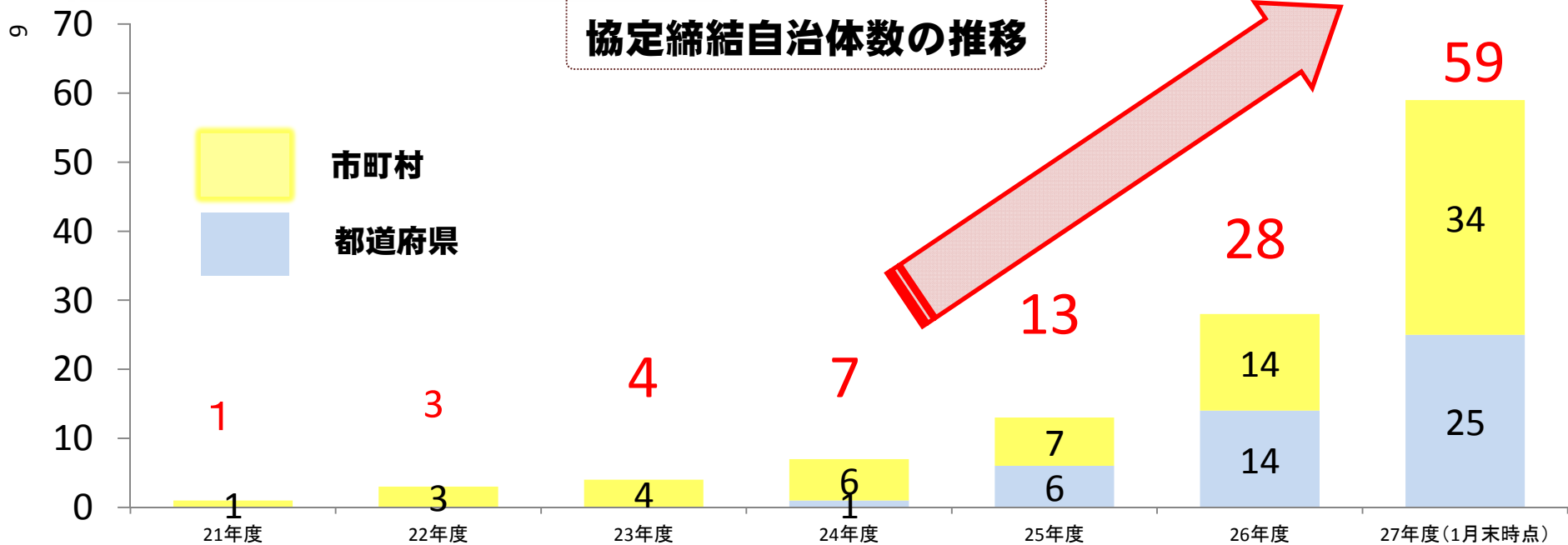
【都道府県(25都道府県)】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月) ⑰福岡県(27年10月) ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月) ⑳富山県(27年11月) ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月) ㉓山形県(27年12月) ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月)

【市町村(34市町)】

- ①北九州市(22年3月) ②横浜市(23年1月) ③福岡市(23年3月) ④久留米市(24年3月)
- ⑤宮古島市(25年1月) ⑥広島市(25年1月) ⑦堺市(25年11月) ⑧鳴門市(26年11月)
- ⑨神山町(27年1月) ⑩三好市(27年2月) ⑪阿南市(27年3月) ⑫熊本市(27年3月)
- ⑬沖縄市(27年3月) ⑭浜松市(27年3月) ⑮美馬市(27年5月) ⑯太田市(27年5月)
- ⑰館山市(27年6月) ⑱吉野川市(27年6月) ⑲総社市(27年7月) ⑳小松島市(27年7月)
- ㉑前橋市(27年8月) ㉒東大阪市(27年8月) ㉓志布志市(27年10月) ㉔始良市(27年10月)
- ㉕熱海市(27年10月) ㉖日南市(27年10月) ㉗勝山市(27年11月) ㉘牟岐町(27年11月)
- ㉙南九州市(27年12月) ㉚新潟市(27年12月) ㉛大野市(27年12月) ㉜掛川市(27年12月)
- ㉝常陸太田市(28年1月) ㉞越前町(28年1月)

協定締結自治体数の推移



雇用対策協定 締結自治体

5 9 自治体と締結

(25 都道府県 3 1 市 3 町)

※平成28年1月末現在

